本県の子どもの貧困対策について 資料1

1 子どもの貧困対策の経緯

平成26年 1月 子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行

平成26年 8月 子どもの貧困対策に関する大綱の制定 【内容】

・子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の もとに、関連分野における総合的な取り組みとして行う

平成28年 3月 やまなし子どもの貧困対策推進計画の策定 法律に基づき、大綱の趣旨を勘案

- ・県、市町村、支援団体等が連携・協働を図り、県民総ぐるみで総合的な対策の推進する方向性を記載
- ・県の関わる施策を教育、生活、経済、保護者の就労の側面から4つの柱に 体系化

平成29年 6月 やまなし子どもの貧困対策推進協議会の設立

・知事及び市町村長、関係団体で構成する協議会の設立

|平成29年 7月| やまなし子どもの生活アンケートの実施

・協議会における議論を踏まえ全県的な実態調査の実施

平成29年11月 やまなし子どもの生活アンケートの中間報告

・子どもの相対的貧困率の算出及び支援ニーズ等の取りまとめ・公表

2 本県における子どもの貧困の状況

- ・子どもの相対的貧困率10.6%(H27国:13.9%)
- ・就学援助費の対象児童生徒数 (うち要保護児童生徒数)

平成 1 7年度 5 , 1 8 5 人 (136 人) 【 6 . 5 8 % 】 平成 2 7年度 6 , 3 9 1 人 (306 人) 【 9 . 9 7 % 】 差 1 , 2 0 6 人 (+170 人) 【 + 3 . 3 9 % 】

_【 】内は、児童生徒 - 総数に占める割合

3 中間報告から明らかとなった課題への対応